

九頭竜川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域内人口の約 4 割が集中する福井市があり、京阪神や中部地方と北陸地方を結ぶ交通の要衝
- ・ 流域の地質、年間降水量
- ・ 流域は日本海型気候の多雨多雪地帯

(流域の自然環境)

- ・ 上流部は、真名川上流域など一部において荒廃した山林が見られるが全体的には荒廃が少なくブナ林やスタジイータブ林などの照葉広葉樹林帯
- ・ 中流部は、砂州や瀬と淵が連続し、中州や水際にはヤナギ林やツルヨシの植生が発達しているほか、国の天然記念物に指定されているアラレガコの生息地やイトヨ（陸封型）の生息が見られる
- ・ 下流部は、感潮区間となっておりアラレガコの産卵場やオオヒシクイの採餌場や休息地となっている

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 江戸時代には福井藩主となった結城秀康が、城下町を洪水から守るため、本多富正に命じて築堤を実施
- ・ 本格的な治水事業は、明治 28 年、同 29 年の大洪水を契機に、直轄事業として同 31 年に九頭竜川第 1 期改修計画を、続いて同 43 年に九頭竜川第 2 期改修計画を策定し大正 13 年に完成
- ・ 昭和 28 年 9 月の大出水（台風 13 号）を受け、同 30 年に九頭竜川再改修計画を策定

- ・昭和 34 年 8 月および同年 9 月（伊勢湾台風）の大出水を受けて同 35 年に九頭竜川水系として初めてダムによる洪水調節を行う計画に変更（九頭竜ダム：昭和 43 年 5 月完成）
- ・昭和 41 年、一級河川の指定を受け、九頭竜川水系工事实施基本計画を策定
- ・昭和 40 年 9 月奥越豪雨、台風 24 号と連続した大出水を受け、同 43 年に、上流ダム群による洪水調節を行う工事实施基本計画に改定（真名川ダム：昭和 54 年 3 月完成）
- ・昭和 47 年および同 50 年の大出水、流域の人口及び資産の増大等を考慮し、同 54 年に現在の工事实施基本計画に改定
- ・旧鳴鹿堰堤の九頭竜川鳴鹿大堰への改築が平成 16 年 3 月に完成
- ・平成 16 年 7 月の福井豪雨による洪水では、足羽川の破堤などにより福井市等で甚大な被害が発生
- ・足羽川及び日野川では河川激甚災害対策特別緊急事業により整備中

（河川水の利用）

- ・農業用水として約 31,000ha のかんがいに利用されるほか、都市用水として利用されている
- ・水力発電は、25 箇所の発電所により、総最大出力約 53 万 kW の電力供給が行われている
- ・河川水の利用に伴い一部区間で減水区間が発生

（水質）

- ・九頭竜川では環境基準値を満足しており、また日野川においても生活排水対策などにより、現在は概ね満足
- ・真名川上流域では、山林の荒廃が進み、洪水後に放流水の濁水の長期化が発生

（河川の利用）

- ・ダム湖周辺のオートキャンプやアユ釣り、桜づつみでの花見、散策など各種レクリエーションに活用

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体となって取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うが、その際、関係機関と調整しながら、利水容量の治水容量への活用をはじめとする既存施設の有効活用を図る
- ・ 洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持、良好な河川環境等に配慮する
- ・ 足羽川等については、良好な景観を形成している桜づつみを保全しつつ、堤防の安全性を確保する
- ・ 内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 内水排除施設について、排水先の出水状況等を把握し適切に運用
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採等適正に管理
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の充実などの総合的な被害軽減対策
- ・ 3川に囲まれる福井市の中心市街地に人口・資産が特に集積しており、この区域を氾濫域とする区間の整備の進捗等を踏まえて、それより上流部の整備を進めるなど、上下流バランス等を考慮し

た水系一貫の河川整備

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

ウ 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・九頭竜川流域の風土、文化、歴史を踏まえ、良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・カマキリ(アラレガコ)の生息の場である中流部の瀬・淵や河口部付近の産卵場の保全等
- ・アユ等の回遊性魚類の縦断的な生息環境の保全
- ・河原固有の動植物が生息・生育する礫河原の保全や再生

(良好な景観の維持・形成)

- ・荒島岳等の周辺の上岳景観と調和した河川景観、瀬・淵・河原が連続する多様な河川景観の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・九頭竜川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全
- ・地域間交流や自然体験活動を推進し、親しみやすい河川空間の維持、整備を図る

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連

携を図りながら、現状の良好な水質を保全

(河川敷地の占有及び工作物の設置、管理)

- ・治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(情報の共有と連携)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川整備の基本となるべき事項

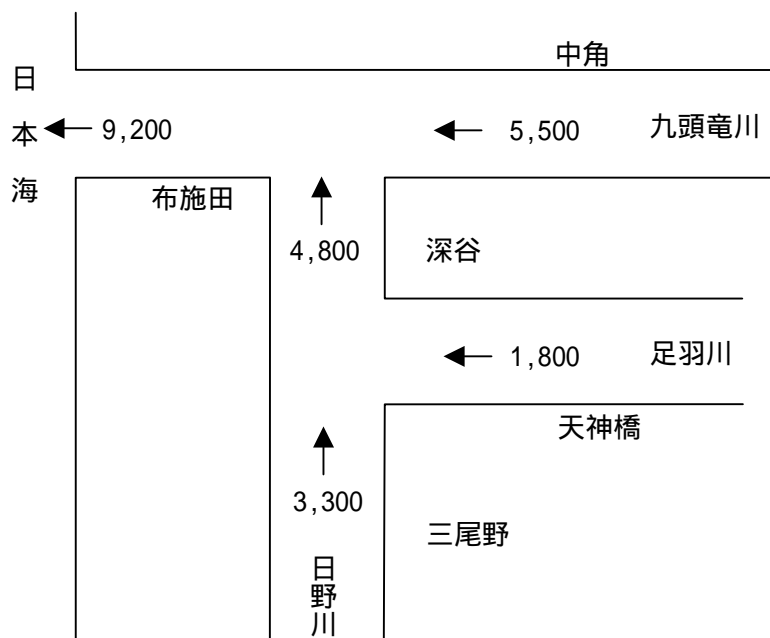
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
九頭竜川	中角	8,600	3,100	5,500
日野川	深谷	5,400	600	4,800
足羽川	天神橋	2,600	800	1,800

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

九頭竜川計画高水流量図
(単位： m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
九頭竜川	中角	18.0	10.00	270
	布施田	10.2	6.30	570
日野川	三尾野	九頭竜川 合流点から 14.2	11.60	180
	深谷	九頭竜川 合流点から 3.0	8.75	270
足羽川	天神橋	日野川 合流点から 12.6	24.82	150

注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 中角地点：利水の現況、動植物の保護・漁業等を考慮して、
4月～8月は概ね $15\text{m}^3/\text{s}$ 、9月～11月は概ね $26\text{m}^3/\text{s}$ 、
12月～3月は概ね $17\text{m}^3/\text{s}$
- ・ 三尾野地点：利水の現況、動植物の保護・漁業等を考慮して、
3月～11月は概ね $8\text{m}^3/\text{s}$ 、12月～2月は概ね $6\text{m}^3/\text{s}$